

# 道央廃棄物処理組合議会処務規程

(平成26年4月11日議会訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、道央廃棄物処理組合議会（以下「議会」という。）の事務処理その他処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の設置)

第2条 議会に書記長、書記その他の職員を置く。

(職務)

第3条 書記長は、議長の命を受けて議会の事務を掌理し、書記その他の職員を指揮監督する。

2 書記その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(事務の専決及び代決)

第4条 事務の専決及び代決は道央廃棄物処理組合事務専決規程（平成26年道央廃棄物処理組合訓令第4号）の規定を準用する。この場合において、同規程中「管理者」とあるのは「議長」と、「事務局長」とあるのは「書記長」と読み替えるものとする。

(公印)

第5条 公印の名称、形状、寸法及び管守責任者は、別表のとおりとする。

(準用)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務の処理については、道央廃棄物処理組合の関係規定を準用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

名 称	形 状	寸 法	管守責任者
道央廃棄物処理組合 議会議長之印	正方形	21mm	書記長